

令和7年度 静岡県職員政策提案制度実施要領

1 目的

職員一人ひとりの柔軟な発想や経験・知見を生かし、L G Xの視点から既存の枠組みにとらわれない政策等を提案する機会を設け、業務に対する意欲を引き出し、モチベーションを高めるとともに、県民の well-being の向上や働きがいのある職場づくりを促進し、改革機運の醸成及び職員・組織の変革を図る。

2 定義

この要領における職員とは、県立学校等の職員を除く全ての県職員とする。

3 実施方法

- ・職員による政策等の提案を広く募集する。
- ・応募された提案内容を審査委員会で審査する（一次審査）。
- ・一次審査を通過した提案は、知事及び副知事が提案の採否を決定する（二次審査）。
- ・二次審査の結果採用された提案は、事業担当課において事業化の検討を進める。

4 提案内容

提案内容は、職員の職種、所属及び担当業務にとらわれず、県の業務に関連する内容であれば自由とする。

ただし、以下の提案の視点を考慮し、提案すること。

なお、個人的な要望、職場への不平、不満、苦情等は受理しない。

【提案の視点】

県勢高揚、県政の課題解決、県民サービスの向上、県民ニーズへの対応、費用対効果の向上（業務の効率化・生産性向上、コスト削減）、組織文化・風土の改革、官民連携、県・市町連携

5 応募単位

1つの提案につき個人又はグループで応募する。

グループは、所属や本庁・出先機関等にとらわれず、自由に編成できる。

同一の個人又はグループで複数提案することができる。

6 提案方法

ひとり1改革運動DBを使用して提案する。

SDO環境のない所属は、別に定める政策提案書を行政経営課へ提出する。
なお、制度の目的を踏まえ、提案に当たっての所属長の了解は不要とする。

7 提案の審査

(1) 一次審査（審査委員会での書面審査）

審査委員会において、提出された提案を書面により審査し、二次審査に進む提案を選定する。審査委員会の構成、審査基準等は、別に定める。

(2) 二次審査（知事・副知事による審査）

一次審査通過者は、提案内容についてピッチ形式の公開プレゼンテーションを行い、知事及び副知事が提案の採否を決定する。審査基準等は別に定める。

8 その他

(1) 行政経営課は、提案内容について、提案者及び事業担当課と必要な確認・調整を行う。また、予算化・事業化に向けたサポートを行う。

(2) 採用された提案は、事業担当課において関係所属協力のもと事業化に向けた検討、予算要求等を行う。

(3) 採用された提案は、全庁掲示板等により広く周知する。

(4) この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、行政経営課長が定める。

附 則

この要領は、令和7年7月2日から施行する。

この要領は、令和8年3月31日をもって廃止する。